

うるま市水道事業規程第 5 号

うるま市水道事業職員及び下水道事業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 9 月 1 5 日

うるま市水道事業

うるま市長 中村 正人

うるま市水道事業職員及び下水道事業職員給与規程の一部を改正する規程

うるま市水道事業職員及び下水道事業職員給与規程（平成 1 7 年うるま市水道事業規程第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<u>（通勤手当）</u> <u>第 3 条 条例第 6 条で定める通勤のための自動車その他の交通の用具は、うるま市職員の通勤手当に関する規則（平成 1 7 年うるま市規則第 4 1 号）第 9 条で定めるものとする。</u> <u>（管理職手当）</u> <u>第 4 条 条例第 1 1 条に規定する指定する者は、うるま市職員の管理職手当に関する規則（平成 1 7 年うるま市規則第 4 2 号）別表のとおりとする。</u> <u>（地域手当）</u> <u>第 5 条 条例第 1 4 条に規定する地域は、うるま市職員の地域手当に関する規則第 2 条に規定する地域に支給する。</u> <u>第 6 条</u> [略]	
備考	<u>第 3 条</u> [略]
1 現行の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。 2 表中の [] の記載は注記である。	

附 則

この規程は、公布の日から施行する。